

議案第 23 号

小松市立学校の教育職員の業務の量の
適切な管理等に関する規則の制定について

小松市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則を次のように制定する。

小松市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条の規定により文部科学大臣が定める指針（以下「指針」という。）に基づき、小松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う小松市立学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する事項について定めることにより、学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

(教育職員の業務の量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

- (1) 1月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1年のうち1月において45時間を超える月数について6月

(4) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置に関する事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 5 年度小松市教育功労賞について

本賞は小松市表彰規則（昭和 39 年小松市規則第 33 号）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 9 号に基づき、教育、学術、技芸、その他文化の振興に功績があった方を顕彰し、これを表彰するものである。

令和 5 年 9 月 29 日に行われた、小松市功労 3 賞選考委員会において、本年度の教育功労賞として、下記の個人 2 名を推薦する旨の答申があり、市長がこの答申を適当と認め、決定したものである。

記

（年齢は令和 5 年 1 2 月 1 日を基準）

（敬称省略）

さかい 坂井	よりひさ 順久	（那谷町 82 歳）
-----------	------------	------------

よすけ 餘助	こういち 幸一	（今江町 80 歳）
-----------	------------	------------

※報道発表は令和 5 年 1 0 月 2 0 日ですので、それまではご内分に願います。

※贈呈式 令和 5 年 1 2 月 1 日（金）

令和５年度小松市教育功労賞受賞者

(年齢は令和５年１２月１日を基準)

(敬称省略)

○ 坂井 順久 (那谷町 ８２歳)

長年にわたり、小松市陸上競技協会会長として、陸上競技の普及・競技力向上において中心的な役割を担い、本市陸上界の発展に大きな功績を残した。

また、那谷小学校で陸上指導を務めた後、南部中学校陸上部の外部コーチとして１５年以上にわたり献身的に指導に携わり、全国大会入賞をはじめ、北信越大会、県大会へと多くの選手を輩出。部活動が学校教育の一環として位置づけられていることを尊重し、勝利だけを目指すのではなく、人間的な成長を第一に据えての指導は、生徒や保護者から大きな信頼を得ている。

○ 餘助 幸一 (今江町 ８０歳)

１３年にわたり今江校下公民館長として地域の公民館活動に携わり、地域住民の教養の向上、豊かな心の醸成に寄与。さらに、小松市公民館連合会会長や石川県公民館連合会副会長を歴任されるなど、本市及び県全体の公民館活動のまとめ役として優れたリーダーシップを発揮された。

また、小松市社会教育委員を務められたほか、平成１５年から現在に至るまで、松陽校区子どもを育てる会の会長として、松陽地域の健全な教育環境づくりや明るく元気で心豊かな子どもの育成に多大な貢献を果たされている。

令和6年度広域通学希望者の募集について

1. 概要

- ・「広域通学制度」は、市内在住の児童、生徒が通学区域にかかわらず通学できる制度（学校教育法施行令第8条により指定校の変更）
- ・令和3年度に開校した義務教育学校「松東みどり学園」を広域通学モデル校に指定し、広域通学を実施（令和2年度以前：西尾小学校、松東中学校において実施）。

2. 「松東みどり学園」の特色

義務教育学校の特色を活かし、小中学校の9年間を一貫したカリキュラムを実施。また、9年間の学びを見据え、系統的な教育による学力向上、継続的な生徒指導、異学年児童生徒間の交流などにメリットがあります。

（主な特色）

- ・1年生からの英語教育
- ・ICTを活用した授業
- ・後期課程教諭による前期課程の一部教科担任制
- ・5年生からの部活動体験 など

3. 募集対象・人数

募集対象 … 保護者が松東みどり学園の教育方針に理解し、学校の特色を活かした学習に積極的に参加できる市内在住児童

募集人数 … 新1年生から新7年生の各学年若干名

※入学・転入学者は面談のうえ決定。

4. 入学・転入学までに日程

令和5年11月25日(土) オープンキャンパス・学校説明会
(参加申込：10月1日(日)～11月15日(水))

令和5年12月16日(土) 面談会
(面談申込：11月25日(土)～12月5日(火))

令和6年1月中旬 結果通知

令和6年4月 入学・転入学

※広報こまつ10月号及び市ホームページに掲載

5. 広域通学者の推移（各年5月1日現在）

(単位：人)

	前期課程（1～6年）		後期課程（7～9年）	
	広域／全児童	新規	広域／全生徒	新規
令和元年度	13 / 118	3	9 / 72	2
令和2年度	12 / 114	0	7 / 76	2
令和3年度	13 / 113	6	11 / 76	2
令和4年度	16 / 118	7	15 / 67	3
令和5年度	17 / 116	5	23 / 65	6

※令和元～2年度 前期課程 … 西尾小学校、後期課程 … 松東中学校